

事務事業評価票[市単独補助金]

平成 26 年度

		担当課		農業委員会事務局											
基本事項	補助金(事業)名	農用地利用集積事業補助金						整理番号		2701					
	根拠法令等	農用地利用集積事業補助金交付要綱				実施を義務付ける規定		<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし						
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第5章「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる			予算科目	6	款	1	項	1	目	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 新規		
	節 第1節 農林業の振興	区分		その他											
事業の概要等	補助金交付の対象(団体名等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で、認定農業者又は80a以上の経営面積を有する者 ・農地法第3条、農業経営基盤強化促進法により5年以上の賃貸借権の設定をおこなった農地の借受者…H24年度より新規設定者のみ (※同一世帯及び生産法人と、その構成員との間での設定は交付しない。) 								実施期間	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	18 年度から		
	事業の背景及び概要(現状、課題)、または交付団体の活動目的、活動内容など	<p>国では「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中に、農業の規模拡大及び農地集積のための総合的な対策を掲げている。 このような中、本市でも農用地の有効利用及び遊休農地防止を目的として、農業者の経済的支援・規模拡大意欲の向上を図り、規模拡大を行う農業者へ経済的支援を行うことにより利用集積を推進していく。 また、今年4月より「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、遊休農地対策の強化・農地台帳等の法定化を柱とし、更なる担い手への農地集積を推し進めています。</p>										<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	年度まで	
	目指す成果 (交付対象団体等をどのような状態にしたいのか)	<p>国・県では、10年後に目指す農業の姿として、担い手が利用する農地面積を全農地の約8割(現状約5割)へと目標を掲げています。 規模拡大を行う農業者へ経済的支援を行うことにより、農地の流動化が進み、農業従事者の高齢化による離農時のスムーズな農地の貸し借り、又は遊休農地防止へと繋がります。</p>													
補助金交付内容等 (積算基礎等)	<p>新たに農地を借りた(5年以上の賃借権設定)時に、一定要件を満たす者に10a当たり1万円の補助を行う。 ※一定要件を満たす者…認定農業者又は80a以上の経営面積を有する者</p>														
事業費等の推移	年度区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 予算額									
	補助金交付額(千円)	1,148	1,306	1,158	1,128	1,250									
	① 団体等事業費(千円)														
	② 岁入内訳	会費等													
		前年度繰越金													
	市補助金 (千円)	1,148	1,306	1,158	1,128										
	その他の助成金														
その他雑収入															
次年度繰越金 (②-①)	1,148	1,306	1,158	1,128											
25年度の当該団体等の事業費の主な内訳 (市補助金が充当されていると思われるものから順に記載) (単位:円)															
項目				金額	項目				金額						
補助金の使途についての特記事項等		類似目的の補助金はなく、今後農業者の高齢化が進む中、極めて重要な補助金と考えます。													

◎1次評価(自己評価)

○視点別分析

視 点	現 状 分 析	説 明
① 助成事業の効果	<input checked="" type="radio"/> 意図した効果があがっている <input type="radio"/> ある程度効果がある。 <input type="radio"/> あまり効果がない <input type="radio"/> 分析できない <input type="radio"/> 事業効果は後年度	遊休農地の防止又は農業者への経済的支援・規模拡大意欲向上に 大いに効果がある。
② 市の関与の必要性	<input checked="" type="radio"/> 必要性は薄れていない <input type="radio"/> 少し薄れている <input type="radio"/> 薄れている <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/> 該当しない	中間管理機構を介した農地の貸借については、出し手には経営転換協力金等の国からの助成があるが、借り手には国・県からの助成はないので、規模拡大を行う農業者への経済的支援を行うことにより、更なる規模拡大意欲の向上へと繋がり、担い手農家の利用集積となるため、補助金の必要性は薄れていない。
③ 団体の事業内容や 助成の在り方等の見直し の 必要性	<input type="radio"/> 見直しの必要はない <input type="radio"/> 検討の余地はある <input checked="" type="radio"/> 見直しの必要あり	遊休農地の防止・減少と経営規模拡大農業者への支援に貢献している事業であり、今後とも継続していくことで、高齢による離農される農家が増加する現状の中、担い手農家の経営規模拡大意欲の向上につながるものと考える。 今年度より施行された中間管理機構を介した農地の貸借についても、この補助金の対象になるよう一部改正の必要性を検討したい。

○総合評価と今後の方向性

総 合 評 価	判 定	<input type="radio"/> A 繼続(特段の見直しは行わない) <input type="radio"/> B 見直しのうえで実施 <input checked="" type="radio"/> B1 事業規模の拡大 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善 <input type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止(隔年実施など) → () <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定も含む) → ()	休止・廃止の具体的方向性
		農用地の有効利用及び担い手への農地集積を推進することにより、遊休農地防止・抑制へと繋がります。更に農業者の経済的支援・規模拡大意欲の向上を図りながら、今後も目指す成果のため継続的事業実施が必要と考えます。	
今後の課題と見直しの 方向性(総合評価判定が B1～B4の場合)	判 定 理 由		
	課 题		
	見 直 向 し 性 の		

◎2次評価

判 定	A 特段の見直しを行わず、現行のまま継続
備 考	

◎3次評価

判 定	
備 考	

評 価 結 果 を 踏 ま え た 次 年 度 予 算 へ の 反 映 状 況 (□)					
<input checked="" type="checkbox"/> 補助額の削減	<input type="checkbox"/> 補助額の増加	<input type="checkbox"/> 補助の休止若しくは廃止	<input type="checkbox"/> 現状維持	⇒ 予算措置額の増減	△ 250 千円
備 考					